

## 公募型プロポーザル方式による普通財産の利活用に係る事業者選定要領

### 1 評価方法

- (1) 提案書等及びプレゼンテーションにより、普通財産の利活用に係る公募型プロポーザル評価委員会が本評価項目及び評価基準をもとに評価し、得点によって最優秀提案者と優秀提案者を選定するものとする。
- (2) 評価項目、評価基準及び評価点（100点満点）は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	評価点
企画提案内容	市が提案を求める利活用の基本方針	市が提案を求める利活用の基本方針を具体化する提案か	15
	条件等の達成	市が希望する事業条件を達成できる提案か	10
	事業の実現性	実現性の高い提案か	15
	市への発展性	丹波市及び地域にとって発展性がある提案か	15
地域	地域への協調性	周辺地域の良好な関係を構築し、地域の住環境が配慮できる提案か	15
経営力	経営力	企画提案内容を実施するための経営力を有しているか	10
価格	提案価格	提案価格 ÷ 「最高売却提案価格」 × 配点 20 点	15
市への収入	見込まれる税の増収	固定資産税や法人市民税の増収が期待できる提案か	5

- (3) 評価はAからEの5段階とする。

評価項目の評価（5段階評価）		評価方法
A	非常に優秀である	×1.0
B	優秀である	×0.8
C	標準である	×0.6
D	やや不十分である	×0.4
E	不十分である	×0.2

### 2 選定方法

最優秀提案者と優秀提案者の選定は、本募集要領「6 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定」のとおりとする。